


第3次大阪府歯科口腔保健計画（次期計画）の方向性について

	大阪府歯科口腔保健計画	第2次 大阪府歯科口腔保健計画	第3次 大阪府歯科口腔保健計画（案）
国の動向	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（2012年度 - 2023年度） 「乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現する」		次期基本的事項 （2024年度～2035年度：12年間）
期間	平成26（2014）年4月 - 平成30（2018）年3月	平成30（2018）年4月 - 令和6（2024）年3月	論点1 令和6（2024）年4月 - <u>令和17（2035）年3月</u>
基本理念	「歯と口の健康づくりの推進により、全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」	「全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」	（論点2） 国の次期プランを踏まえ、引き続き「大阪府健康増進計画」等の健康づくり関連計画と協調を図るものとしてはどうか。
基本目標	—	・歯と口の健康づくりによる健康寿命の延伸・健康格差の縮小	
基本方針	(1)生涯にわたる歯と口の健康づくりの推進 (2)歯科疾患の予防の推進 (3)歯と口の健康づくりのための意識づけと実践の推進	(1) 歯科疾患の予防・早期発見、口の機能の維持向上 ・ 歯科疾患の予防（むし歯予防、歯周病予防） ・ 早期発見の推進 （定期的な歯科健診、かかりつけ歯科医を持つこと） ・ 口の機能の維持向上 （食べる、飲み込む、話す等の機能の維持向上） (2) 歯と口の健康づくりを支える社会環境整備 ・ 保健関係者の資質向上 ・ 多様な主体との連携・協働	今後検討
取組	・ ライフステージに応じた取組み ①乳幼児期 ②学齢期 ③成人期・高齢期 ④配慮を要する者（要介護者、障がい児者） ・ 多様な団体との連携・協働を強化	 継承 ・ 多様な主体との連携・協働 （医療保険者、事業者、健康づくりに賛同する企業との連携の強化）	今後検討

第3次大阪府歯科口腔保健計画(次期計画)に向けた論点整理①

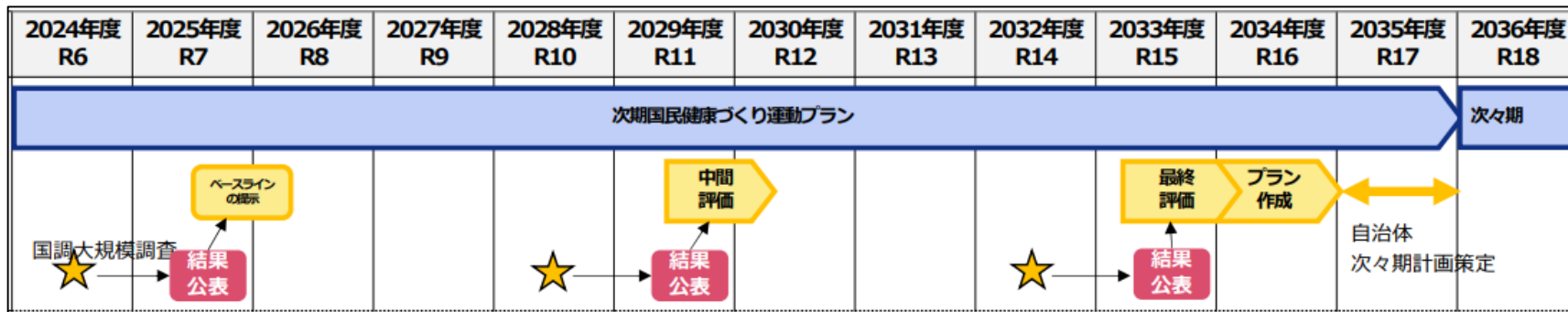
次期計画の期間について

- 次期の府歯科口腔保健計画の期間は、**国の次期基本的事項の期間と合わせて、2024年度から2035年度までの12年**としてはどうか。
- 次期プラン期間中は、指標の経年的な評価等の**進捗管理を生涯歯科保健推進審議会で実施し、令和11年度を目途に中間評価を行う**こととしてはどうか。
- **中間評価では、必要に応じて指標の見直しも含めて検討**することとしてはどうか。

国における考え方

※第51回 厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会（令和5年3月13日）資料より引用

- 国の次期国民健康づくり運動プラン（健康日本21（第三次））、次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項は**期間を12年（令和6年度～17年度）**とし、次期プランのビジョンや方向性は長期的な視点をもって検討する
 ⇒ 国民健康づくり運動プランによる健康増進への効果を短期間で測ることは難しい。
 ⇒ 主たるデータソースとして参照する**国民健康・栄養調査の大規模調査（※）の実施が4年に1度**である。
 （歯科疾患実態調査も4年ごとに実施する案が示されている）
- **中間評価を計画開始後6年（令和11年）、最終評価を同10年（令和15年）**を目処に行う



第3次大阪府歯科口腔保健計画(次期計画)に向けた論点整理②

基本理念・基本目標について

- 国の次期プランを踏まえたうえで、引き続き「大阪府健康増進計画」等の健康づくり関連計画と協調を図るものとしてはどうか。

国における考え方

○現基本的事項の「目的」:

乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現する



○次期基本的事項の「歯科口腔保健パーパス」:

全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現

- ①個人のライフコースに沿った歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備
- ②より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施

府現行計画での考え方

○府現行計画の基本理念：全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現

⇒ 大阪府健康増進計画、大阪府食育推進計画、大阪府歯科口腔保健計画で**共通の理念**を掲げている

○大阪府健康づくり推進条例の基本理念：

- ・府民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深め、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組む
- ・健康づくりは、府、市町村、事業者、保健医療関係者、医療保険者及び健康づくり関係機関等が連携し、及び協働することにより、健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組む

⇒ **健康づくり関連3計画を総合的・一体的に推進**する